



しあわせ信州

2050 ZERO
CARBON
NAGANO

信州サステナビリティ・リンク・ローン（脱炭素型） 活用促進制度について

長野県環境部ゼロカーボン推進課

信州SLL（脱炭素型）活用促進制度の概要

- ✓ 中小企業の脱炭素化を促進するため、地域金融機関と連携して、**事業者の取組状況（温室効果ガス排出量削減）に応じて、融資金利を優遇する仕組み（信州サステナビリティ・リンク・ローン（脱炭素型）活用促進制度）を構築**
- ✓ 長野県地球温暖化対策条例に基づく「**事業活動温暖化対策計画書制度**」への参加に対する**インセンティブとして、提出義務のない中小規模排出事業者の計画書制度への参画を促進**

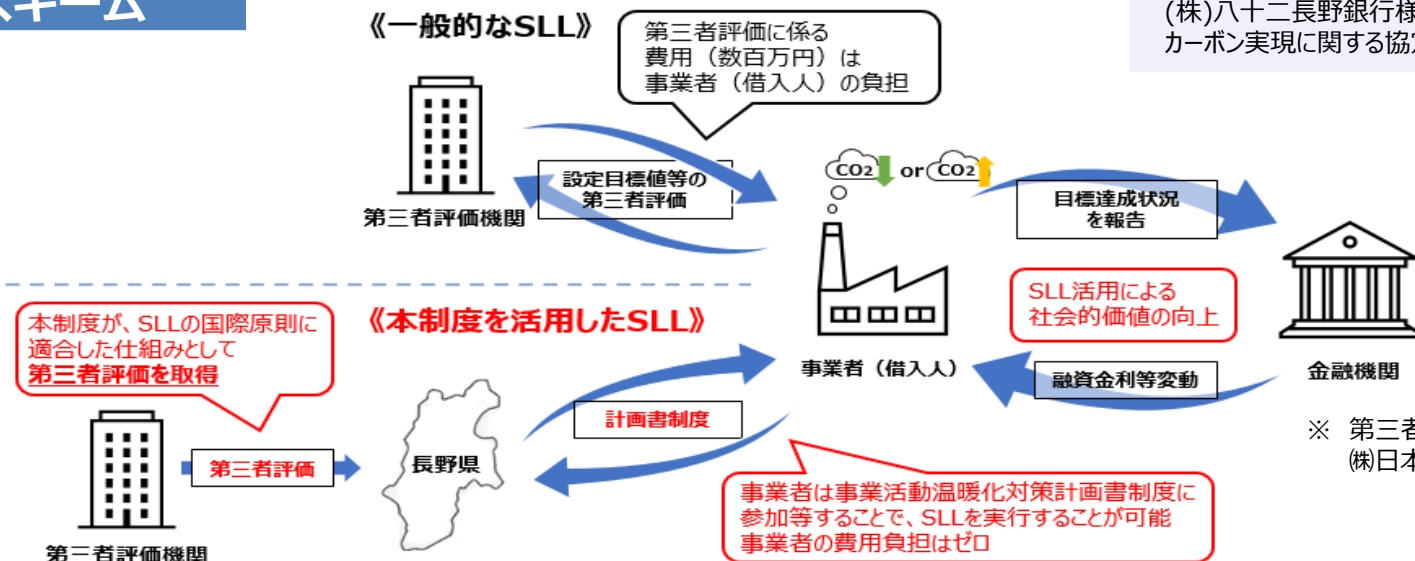
対象者

- 《借入人》 県内に事業所（工場、事務所等）を有する事業者
 ※長野県地球温暖化対策条例に基づく「事業活動温暖化対策計画」の提出義務のない中小規模事業者に限る。
 ※県内に本社が所在していない事業者も対象とする。
- 《金融機関》 県内に本店を有する金融機関

主なメリット

- ✓ 本制度の運用に計画書制度を用いており、**事業者は計画書制度に参画することで、国際原則に適合したSLLを利用可能**
- ✓ 本制度は、事前に県が第三者評価を取得しているため、一般的なSLLで事業者ごとに負担することになる**第三者評価費用(数百万円)が軽減可能**
- ✓ SLLを活用して脱炭素化を促進することで、**金融機関及び事業者の社会的評価が向上**

スキーム



「2050ゼロカーボン実現に関する協定」に基づき、知見を有する(株)八十二長野銀行の協力を得て、本制度を構築

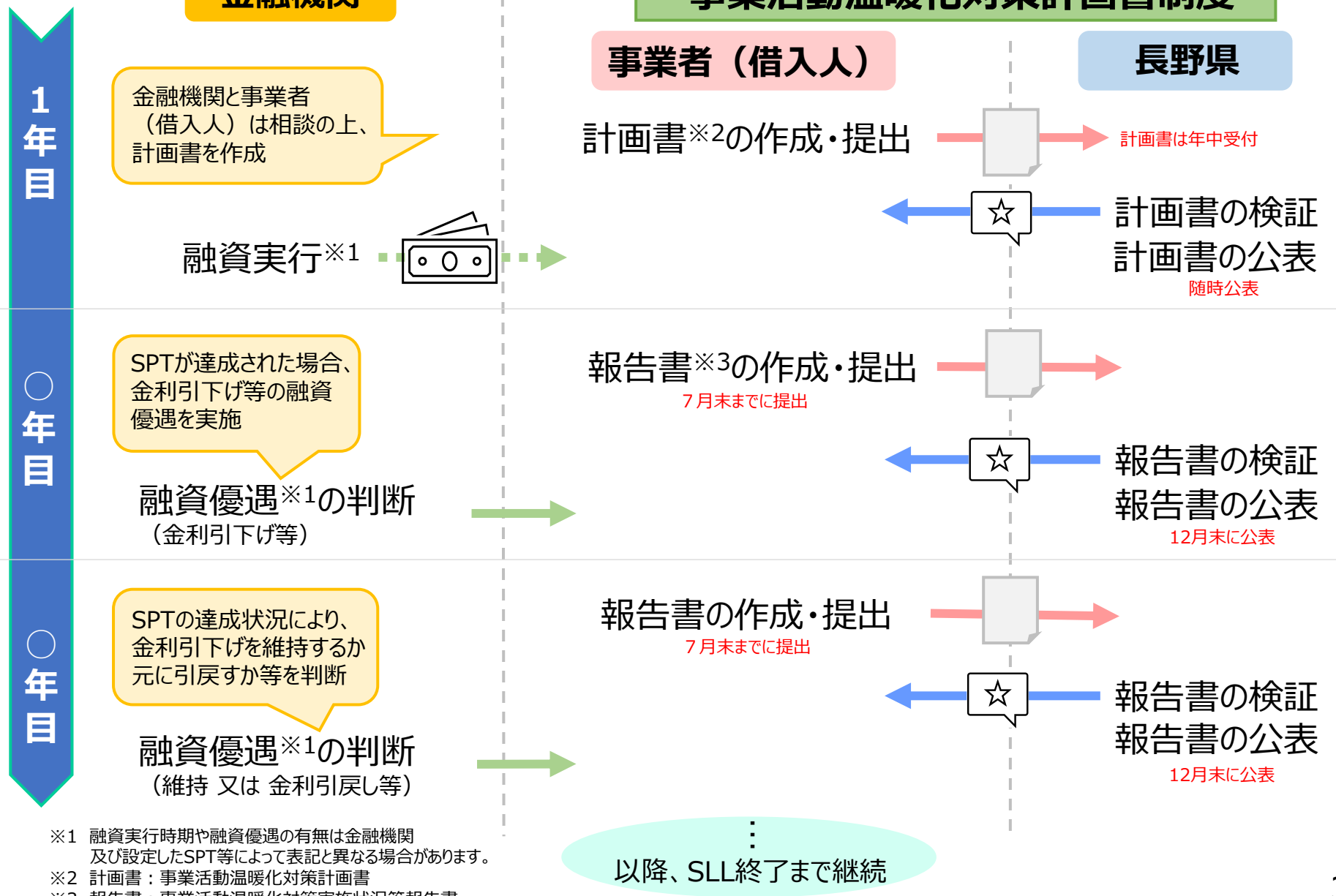


(株)八十二長野銀行様と長野県で「2050ゼロカーボン実現に関する協定」を締結（2024.11）

※ 第三者評価機関：
 (株)日本格付研究所（JCR）

ローン種別	サステナビリティ・リンク・ローン (SLL)
特 徴	SPTの達成に応じて金利優遇等のインセンティブを付与
資金使途	限定なし
融資金額	上下限なし ※ただし、金融機関が個別に設定することは妨げない
融資期間	3年以上
KPI	長野県内に所在する事業所における事業活動から排出される 温室効果ガス排出量の削減
SPT	ア 事業活動温暖化対策計画書の提出 イ 温室効果ガス排出量の削減率が年平均5%以上 ※「事業活動温暖化対策計画指針」に規定する努力目標値
備 考	<ul style="list-style-type: none">・ SPTの測定には事業活動温暖化対策計画書制度を活用・ 融資の可否、条件等については金融機関との協議による・ SPTが未達成の場合、当初の貸付金利の利率から引き上げるペナルティ措置は認めない

制度を活用したSLLの流れ (SPT:年平均5%以上の場合)



※1 融資実行時期や融資優遇の有無は金融機関及び設定したSPT等によって表記と異なる場合があります。
 ※2 計画書：事業活動温暖化対策計画書
 ※3 報告書：事業活動温暖化対策実施状況等報告書

1. 県への報告

信州SLL（脱炭素型）活用促進制度を活用してSLLを組成した金融機関は、融資契約の締結及び終了について県に報告（指定の様式）すること。

2. 事業者（借入人）への助言等

事業者（借入人）が計画書を作成するに当たり、金融機関は事業者（借入人）の脱炭素化の取組の状況等を踏まえ、適切な助言等を行うことに努めること。

また、SLLの組成後においては、当該事業者（借入人）が提出する報告書により温室効果ガス排出削減の進捗を確認するとともに、目標達成に向けた助言及び支援を行うことに努めること。

3. インセンティブの付与

事業者（借入人）のSPTの達成状況に応じて金利優遇等のインセンティブを付与すること。

金利判定は、事業者（借入人）が県に提出する報告書※に基づき**各年**で実施、又は**個別の融資契約において定めた時期**に実施。

※ 報告書は、事業者が7月末までに提出し、県が委託する外部機関の確認・チェックを受けて、12月末に県HPで公表。

1. 県への報告（事業活動温暖化対策計画書制度への参加）

信州SLL（脱炭素型）活用促進制度を活用する事業者は、事業活動温暖化対策計画書制度に参加すること。

具体的には・・・

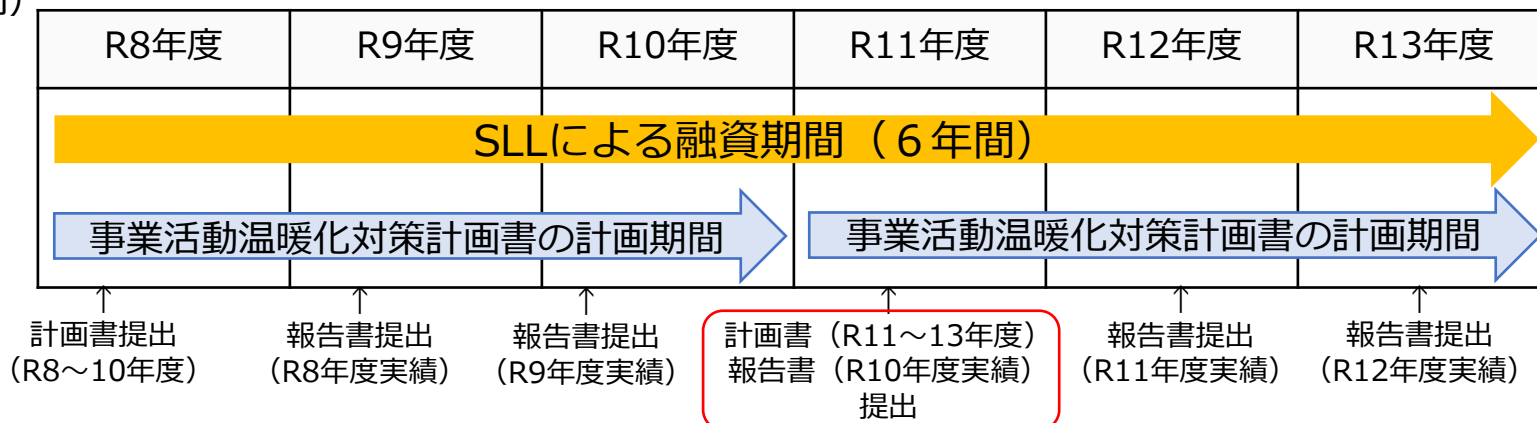
信州SLL（脱炭素型）活用促進制度の活用にあたり、**計画書を県に提出すること。**
計画書に基づく計画期間の各年度の取組状況について**報告書を県に提出すること。**

なお、**SLL実行期間中においては、事業活動温暖化対策計画書制度に参加し続けること。**

※計画書で示される計画期間の終了後もSLLによる融資が継続する場合は、前計画期間が終了した翌年度中に新たな計画書等を長野県及び金融機関に提出する必要があります。

（提出が必要な書類は制度の活用を開始するときと同じです。）

（例）



※事業活動温暖化対策計画書の計画期間は最大3か年であるため、それを超える融資期間の場合、計画を複数回作成する必要があります（詳細については後述）。

信州SLL（脱炭素型）活用促進制度を活用する金融機関及び事業者から提出される書類の審査は、長野県環境部ゼロカーボン推進課が行う。

また、融資先企業から提出された計画書は審査完了日の属する月の翌月に、報告書は提出があった年度の12月に県ホームページで公表する。

提出書類

※提出書類のうち、公表するのは「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」のみ。

様式名	提出時期	対象者
参加表明書（様式第1号）	制度参加時	金融機関
融資実行報告書（様式第2号）	融資開始時	金融機関
融資完了報告書（様式第3号）	融資終了時	金融機関
変更届出書（様式第4号）	変更時	融資先企業
事業活動温暖化対策計画書（指針※1に係る様式1号）※2	融資開始時	融資先企業
事業活動温暖化対策実施状況等報告書（指針※1に係る様式1号）※2	融資期間中 （毎年度）	融資先企業
事業活動温暖化対策計画書提出書（指針※1に係る様式2号）	融資開始時	融資先企業
事業活動温暖化対策計画実施状況等報告書提出書（指針※1に係る様式3号）	融資期間中 （毎年度）	融資先企業
エネルギー起源二酸化炭素排出量等算定総括表（参考様式）	融資開始時 融資期間中 （毎年度）	融資先企業

※1 事業活動温暖化対策計画指針

※2 「事業活動温暖化対策計画書」及び「事業活動温暖化対策実施状況等報告書」は「事業活動温暖化対策計画書 兼 実施状況等報告書」として一体型の様式

提出方法

参加表明書、融資実行報告書及び融資完了報告書は、電子メールで提出。
※紙での提出は受け付けていません。

《提出先》

窓口	長野県環境部ゼロカーボン推進課
電話番号	026-235-7022
電子メール	sho-ene@pref.nagano.lg.jp

提出期限

●参加表明書の提出

制度の活用を希望するとき 又は
承認後に参加表明書に記載した内容に変更が生じたとき

●融資実行報告書の提出

制度を活用してSLLを組成したとき 又は
当該SLL契約に係る変更が生じたとき

●融資完了報告書の提出

制度を活用したSLL契約またはモニタリングが終了したとき

提出方法

計画書・報告書及び添付書類は、電子メールで提出。
※紙での提出は受け付けていません。

変更届出書は長野県環境部
ゼロカーボン推進課あてに
提出してください。

《提出先》

窓口	事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスク（中外テクノス株式会社）
電話番号	026-262-1793 又は 026-262-1794
電子メール	naganoco2@chugai-tec.co.jp

提出期限

● 計画書の提出

制度の活用を開始するとき

● 報告書の提出

計画書を提出した年度の翌年度の7月末日まで（計画期間中は毎年度）

注意事項

※指針：事業活動温暖化対策計画指針

計画書 兼 実施状況等報告書（指針※に係る様式1号）、計画書提出書（指針※に係る様式2号）、実施状況等報告書提出書（指針※に係る様式3号）及び排出量の算定根拠資料は必ずエクセルファイル（拡張子：xlsx）で提出。

書類作成の流れ

※指針：事業活動温暖化対策計画指針

1. エネルギー起源二酸化炭素排出量等算定総括表で、前年度の原油換算エネルギー使用量、エネルギー起源二酸化炭素排出量等を算定
2. 提出書（指針※に係る様式2号又は3号）を作成
（計画書を提出するときは計画書提出書（指針※に係る様式2号）、報告書を提出するときは実施状況等報告書（指針※に係る様式3号）を使用）
3. 計画書 兼 実施状況等報告書（指針※に係る様式1号）を作成
（計画書と実施状況等報告書は一体型の様式）
4. 事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスクに電子メールで提出書類一式を提出
5. **（書類の修正が必要な場合）** 事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスクの指摘に従い、書類を修正し、再提出
6. 事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスクからの審査完了通知（電子メール）を受領することをもって書類の作成が終了

⇒具体的な作成方法等については長野県公式ホームページの「長野県地球温暖化対策条例 計画書制度（様式等）」を確認すること。

【長野県地球温暖化対策条例 計画書制度（様式等）】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

制度概要

事業者から排出される温室効果ガス排出量を「見える化」し、計画※を定めて削減を目指す制度 ※1計画期間につき最大3か年

<対象事業者>

長野県地球温暖化対策条例の規定により、下記の要件に該当する事業者は本制度に参加することが義務付けられているが、要件に該当しない県内に事業所を有する事業者も任意事業者として参加が可能。

SLL活用促進制度を活用する事業者（借入人）は本制度においては任意事業者の位置付け

【長野県地球温暖化対策条例の規定による要件】

- 県内に設置している全ての工場等のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kl／年以上である事業者
- 県内に設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用に伴って排出する二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量の合計が二酸化炭素換算で3,000t-CO₂／年以上である事業者
- 県内に使用の本拠を有する自動車が200台以上である事業者

<主なメリット>

- 事業者の電気やガス等のエネルギー使用量を入力することで**温室効果ガス排出量を「見える化」**
- 策定した計画に基づいて、具体的取組により**削減を実行**し、エネルギーの無駄を減らすことで温室効果ガス排出量・経費を削減
- 実施状況が優良な事業者は表彰
- 事業者は温暖化対策の取組としてP Rが可能



<計画書・報告書の作成支援>

■ 制度説明会（動画）

下記県のホームページで制度概要や計画書・報告書の作成方法等について説明

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

【説明資料】

- ・ 制度概要

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/1_seidogaiyo.pdf

- ・ 提出書類の作成方法（任意事業者向け）

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/ondankataisaku_guidebook2025.pdf

■ 任意事業者向け温暖化対策ガイドブック

事業者が省エネ対策及び再エネ導入を進める上でのポイントを紹介

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/ondankataisaku_guidebook2025.pdf

■ 県内事業者の優良取組事例

県内事業者の優良な温暖化対策の取組事例を紹介

https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/documents/shoene_jirei2025.pdf

■ ヘルプデスク

制度概要、計画書・報告書の作成方法等について案内するヘルプデスクを開設
計画書・報告書の受付・内容の精査も実施

対応窓口	中外テクノス株式会社
電話番号	026-262-1793 又は 026-262-1794
電子メール	naganoco2@chugai-tec.co.jp